

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 5 月から平成 13 年 1 月まで、役所から送付された納付書により定額保険料と付加保険料を合わせて金融機関等で納期限内に納付してきた。申立期間は、定額保険料だけが納付済みとされ、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を除き、付加保険料納付の申出を行った昭和 59 年 5 月から厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失する前月の平成 13 年 1 月までの付加保険料を全て納付しており、その期間のうち、納付日を確認することができる申立期間直後の昭和 60 年 4 月から平成 13 年 1 月までの国民年金保険料については全て納期限内に納付していることから、申立期間の保険料についても納期限内に納付していたとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間当時から居住している区では、当時使用していた納付書は付加保険料と定額保険料を合算した 1 枚の納付書であったと説明しており、申立期間は 6 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は、申立期間の付加保険料についても納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成10年4月から12年5月に就職するまでの期間、国民年金保険料の免除申請手続きを行ってきたはずである。申立期間の保険料の免除申請手続きをしたことを覚えており、申立期間前後の保険料は免除となっている。申立期間の保険料が免除されていたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、申立人が20歳到達により国民年金の被保険者資格を取得した平成10年\*月から保険料が法定免除となる前月の22年9月までの期間の大部分は国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年7月まで  
申立人の妻である私は、昭和51年3月31日に自身の国民年金保険料40か月分(3万6,000円)を特例で納付し、その領収証書を所持しており、これとは別に、区の職員からもらった「36,000円を預りました。」と書かれた、同日付けの預り証も所持しているので、夫の申立期間の保険料も特例で納付したと思う。夫の申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間の国民年金保険料の預り証であるとして提出した書類には、「36,000円を預りました。」「51. 3. 31」「A区 年金課 B(B氏の押印あり。)」と記載されているが、対象者の氏名、住所、国民年金手帳記号番号及び保険料の納付対象期間が記載されておらず、この書類を申立人の申立期間の保険料に係る預り証であると判断することはできない。

また、申立人及びその妻のオンライン記録の納付記録を見ると、妻から提出された上記書類に記載されている日付(妻の特例納付に係る領収証書の領収日と同日)である昭和51年3月31日時点で、妻については、特例納付制度を利用して40か月分の保険料を納付しなければ、年金の受給資格期間である300か月を満たせない状況が認められるが、申立人については、特例納付制度を利用して申立期間の40か月分の保険料を納付すべき特段の理由は見当たらない。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から58年3月まで

私は、昭和54年4月に会社を退職し、父の経営する会社に就職した。その会社は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、時期は不明であるが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。55年4月に結婚してからは、妻が自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の母と妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月に結婚するまでは申立人の母親が、結婚してからは申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、58年8月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 14100

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から51年3月まで  
私は、昭和42年9月に結婚後、時期は覚えていないが国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は20歳まで遡って納付し、その後は夫の分と一緒に集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、132か月（11年）と長期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出日から、昭和52年7月16日に払い出されたと確認でき、申立内容と相違する上、当該払出時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しており、それ以外の年金手帳を所持した記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年3月までの期間及び47年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から48年9月まで

私は、昭和40年頃に国民年金の加入手続きを行い、同年10月頃から毎月国民年金保険料を納付していたので国民年金の加入期間は全て納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年頃に国民年金の加入手続きを行い、同年10月頃から毎月国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出日から、36年6月1日に申立人の養母と連番で払い出されたと確認でき、当該払出後から保険料を納付することが可能であるものの、申立人は、国民年金の加入手続きに関する記憶が明確でなく、保険料納付に関する記憶も明確ではない。

また、申立期間①及び②を合計すると84か月に及び、行政機関等が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私は、申立期間当時、A区において住み込みで働いていたが、収入が少なかったことから国民年金保険料を納付することができなかった。まとめて保険料を納付することができる旨の通知と納付書が昭和48年から49年頃にかけて自宅に届き、区役所か納付書に記載されている指定金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和50年4月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点は、第2回特例納付実施期間中であり、申立期間のうち46年3月から47年12月までは特例納付、48年1月から49年3月までは過年度納付することが可能であるものの、申立人は、自宅に届いた納付書を利用して国民年金保険料を納付したと述べており、特例納付制度を利用して保険料を納付した記憶及び過年度納付書の作成を依頼した記憶が無い。

また、申立人が昭和51年8月26日から居住していたB町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、「昭和49年度、50年度及び昭和51年4月から同年6月までの期間は納入済A区」、「51年7月から同年12月までの期間は検認 51年12月4日」の旨が記載されていることから、A区で国民年金の保険料を納付したのは申立期間直後の49年4月からであると考えられる。

さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。